

1 調査の概要

(1) 調査の目的

ア 米生産費統計

米生産費統計は米の生産費の実態を明らかにし、農業行政（米の生産対策、稲作経営改善対策等）の資料を整備することを目的としている。

イ 小麦生産費統計

小麦生産費統計は小麦の生産費の実態を明らかにし、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）」に基づく水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の生産条件に関する不利を補正するための交付金等の算定資料とするほか、農業行政（生産対策、経営改善対策等）の資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の沿革

ア 米生産費統計

米生産費統計調査は大正10年の米穀法の制定を契機として、大正11年から帝国農会により開始された。その後、農林省米穀局において昭和7年から米生産費調査が実施され、昭和8年米穀統制法の施行に伴って米価安定のための政府買入価格である「最低米価」の算定資料を得ることを目的として実施された。

その後、食糧管理局（現在、農林水産省総合食料局）において調査を実施してきたが、昭和23年には農林省統計調査局（現在、農林水産省大臣官房統計部）に移管されて各種農産物の生産費調査と統一的に実施されることとなった。

統計調査局では、米生産費調査について昭和24年から調査体系及び調査方法の抜本的な改正と調査農家数を拡充し、また昭和35年からは生産者米価の算定に「生産費及び所得補償方式」が採用されたことに伴う調査規模の拡充を行うとともに、これを機に統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第100号（昭和35年4月1日付け行政管理庁告示第23号）に指定され、米生産費統計調査規則（昭和35年農林省令第13号）に基づき実施されることになった。

その後は昭和51年には家族労働の評価基準を、昭和61年には集計対象農家の下限基準を改定するなど、稲作をめぐる情勢の変化に対応するよう見直されてきた。さらに、平成2年から3年にかけて農産物生産費調査の見直し検討を行い、その検討結果を踏まえ、平成3年には農業及び農業経営の著しい変化に対応できるよう調査項目の一部改正を行った。

平成6年には、水稲作生産技術の平準化を踏まえて集計対象の改定を行うとともに、農業経営の実態把握に重点を置き、多面的な統計作成が可能な調査体系とすることを目的に、従来、別体系で実施していた農家経済調査と農畜産物産生産費調査を統合し「農業経営統計調査」（指定統計第119号）として、農業経営統計調査規則（平成6年農林水産省令第42号）に基づき実施されることとなった。

米生産費統計については、平成7年から農業経営統計調査の下「米生産費統計」として取りまとめることとなり、同時に間接労働の取り扱い等の改定を行い、また平成10年から家族労働費について、それまでの男女別評価から男女同一評価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金による評価）について改正が行われた。

平成16年には、食料・農業・農村基本計画等の新たな施策の展開にこたえるため農業経営統計調

査を、営農類型別・地域別に経営実態を把握する営農類型別経営統計に編成する調査体系の再編・整備等の所要の見直しを行った。

これに伴って米生産費についても、平成16年産より農家の農業経営全体の農業収支、自家農業投下労間の把握の取りやめ、自動車費を農機具費から分離・表章する等の一部改正を行った。

イ 小麦生産費統計

麦類の生産費調査は古くから帝国農会によって行われていたが、農林省では昭和7年に小麦増殖奨励5か年計画事業の一環として府県農務課を通じて麦類生産費調査を初めて実施した。

その後、昭和15年から農林省が帝国農会に「麦生産費調査」を委嘱して実施したが、昭和17年に米穀統制法に代わって食糧管理法が施行され、食糧管理局によって麦類（大麦、裸麦、小麦）の生産費調査が実施されることとなった。そのため、農林省の帝国農会に対する委嘱調査は中止されたが、帝国農会では昭和17年から独自の立場で同じ方法による調査を継続実施した。昭和23年には食糧管理局の麦類生産費調査が統計調査局に移管され、併せて帝国農会の調査も各種農産物の生産費調査とともに農林省統計調査局に移管された。

統計調査局は昭和24年から調査方法等を理論的に整備統一し改正を加えた上、上記麦類について調査を実施した。その後、麦の政府買入価格算定の資料とするため、昭和28年から調査対象を全国に拡充して実施することとなった。

その後は昭和63年から平成元年にかけ小麦の調査対象を拡充するなど、麦作をめぐる情勢の変化に対応し見直しを加えながら調査を実施し、平成3年に米生産費統計調査と同様に農産物生産費調査の見直し検討を行い、調査項目の一部改正を行った。平成6年には、「農業経営統計調査」として農業経営統計調査規則に基づき実施されることとなり、麦類生産費についても、平成7年から新たな調査体系の下で「麦類生産費統計」として取りまとめることとなり、同時に間接労働の取り扱い等の改定を行い、また平成10年から家族労働費についてそれまでの男女別評価から男女同一評価に改正が行われた。

平成16年には、農業経営統計調査の再編・整備を行い、米生産費統計と同様に平成16年産より、農家の農業経営全体の農業収支、自家農業投下労働時間等の把握を取りやめ、平成17年産より六条大麦、裸麦及びビール大麦の生産費の廃止、小麦生産費については自動車費を農機具費から分離・表章する等の一部改正を行った。

(3) 調査の根拠

農業経営統計調査は、「統計法」（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第119号として農業経営統計調査規則により実施した。

なお、農業経営統計調査へ統合前の米生産費統計調査は、「統計法」に基づく指定統計第100号として米生産費統計調査規則（昭和35年農林省令第13号）により、また麦類生産費調査は、「統計報告調整法」（昭和27年法律第148号）に基づく承認統計として、それぞれ実施してきた。

(4) 調査機構

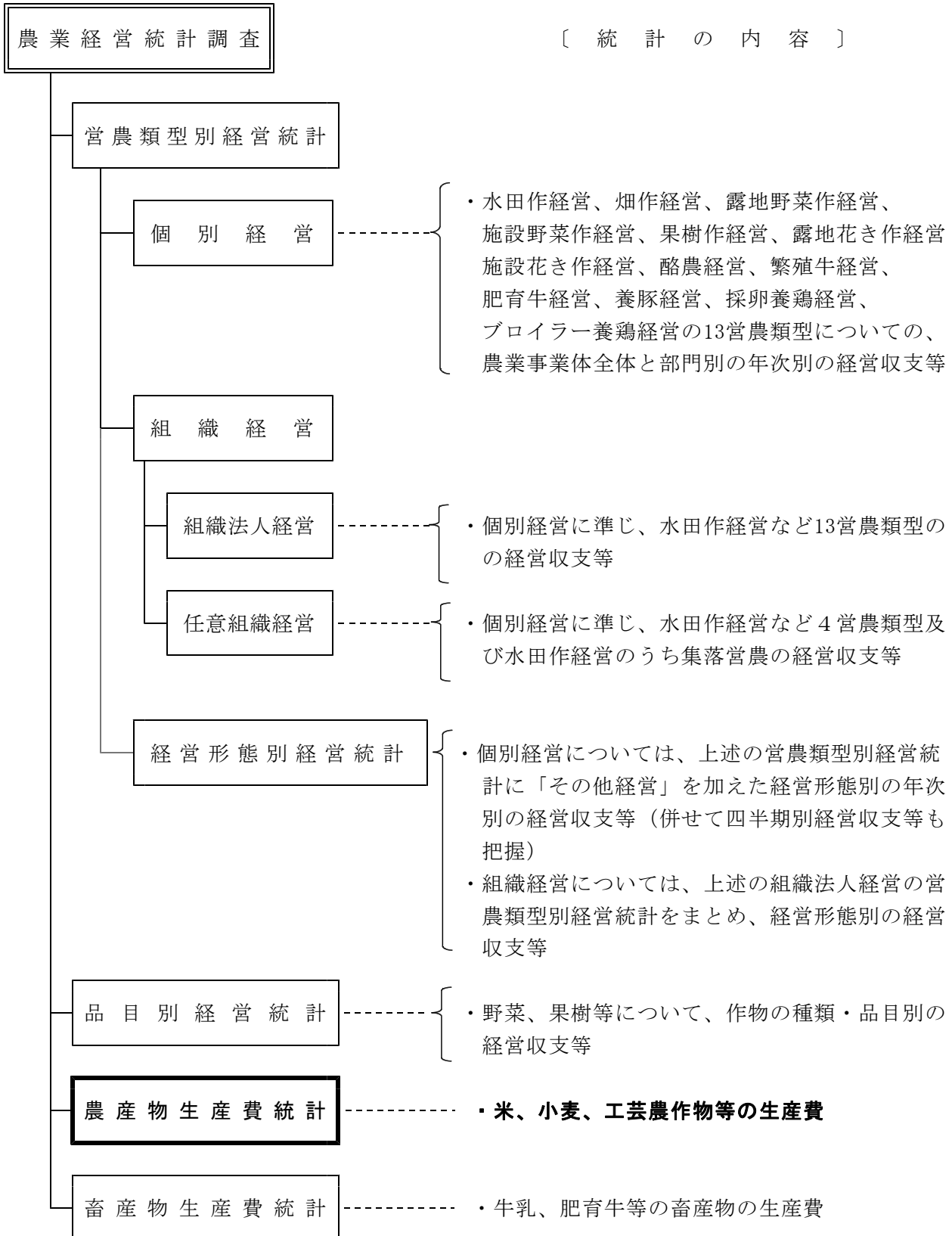
この調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

(5) 調査の体系

調査の体系は次のとおりである。

農業経営統計調査の体系

〔 統 計 の 内 容 〕



(6) 調査対象作目

調査対象作目は、次のとおりである。

調査の種類	調査対象作目
米生産費統計	食用に供する目的で栽培している水稲
小麦生産費統計	種実を生産する目的で栽培している小麦

(7) 調査対象と調査農家の選定方法

ア 米生産費統計

(ア) 調査対象

全国の販売農家（経営耕地面積30 a 以上、又は過去1年間の農産物販売金額50万円以上の農家）のうち、水稲を作付けし、玄米を600kg以上販売する農家（以下、「米販売農家」という。）とする。

(イ) 全国の標本数及び作付規模別標本配分

全国平均の米60kg当たり資本利子・地代全額算入生産費の標準誤差率1.0%を目標精度に設定して全国の標本数を907戸とし、2000年世界農林業センサス（以下、「2000年センサス」という。）による全国水稲作付規模別販売農家数を基に、原則として最適配分により作付規模別に標本数を配分した。

(ウ) 都道府県別標本数の配分

全国の作付規模別標本数を、都道府県別に、原則として2000年センサスによる水稲作付規模別米販売農家数に比例して配分した。

(エ) 調査農家の抽出

2000年センサスにおける米販売農家について、都道府県別水稲作付規模ごとに水稲作付規模の大きいものから順に配列したリストを作成し、同一規模階層に属する農家を上記(ウ)で定めた作付規模別標本数で除して等分し、等分した各区分から1戸の農家を無作為に抽出した。

イ 小麦生産費統計

(ア) 調査対象

全国の販売農家のうち、小麦を10 a 以上作付し、かつ60kg以上販売する農家（以下、「小麦販売農家」という。）とする。

(イ) 全国の標本数及び作付規模別標本配分

全国平均の小麦60kg当たり資本利子・地代全額算入生産費の標準誤差率2.0%を目標精度に設定して全国の標本数を501戸とし、2000年センサスによる全国小麦作付規模別販売農家数を基に、原則として最適配分により作付規模別に標本数を配分した。

(ウ) 都道府県別標本数の配分

全国の作付規模別標本数を、都道府県別に原則として2000年センサスによる小麦作付規模別小麦販売農家数に比例して配分した後、さらに、総合食料局「米麦の出荷等に関する基本調

査」(平成13年産)結果による田作畑作別の作付生産者数に比例して田作畑作別に配分した。

なお、田作農家は、小麦作付面積に占める田作面積の割合が80%以上の農家、畑作農家は、小麦作付面積に占める畑作面積の割合が80%以上の農家とした。

(エ) 調査農家の抽出

2000年センサスにおける小麦販売農家について、都道府県別小麦作付規模ごとに小麦作付規模の大きいものから順に配列したリストを作成し、田作畑作別に同一規模階層に属する農家を上記(カ)で定めた作付規模別標本数で除して等分し、等分した各区分から1戸の農家を無作為に抽出した。

(8) 調査期間

ア 米生産費統計は、平成18年1月～12月までの1年間である。

イ 小麦生産費統計は、平成17年9月～平成18年8月までの1年間である。

(9) 調査項目

ア 米、小麦の生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間、品目別原単位量(米、小麦を生産するのに要した肥料等生産資材の消費数量等の物量)、玄米、玄麦及び副産物の収穫量と価額

イ 農業就業者数、経営耕地面積、作付実面積、投下資本額、農機具の所有台数等

(10) 調査方法

調査農家による現金出納帳・作業日誌(記録簿)への記帳(自計申告)と職員の面接による聞き取り調査を併用した。

2 調査上の主な約束事項

(1) 農産物生産費の概念

農産物生産費統計において“生産費”とは、農産物の一定単位量の生産のために消費した経済費用の合計をいう。ここでいう費用の合計とは、具体的には、農産物の生産に要した材料（種苗、肥料、農業薬剤、その他の諸材料）、土地改良及び水利費、賃借料及び料金、物件税及び公課諸負担、労働費（雇用・家族（生産管理労働を含む。））、固定資産（建物、農機具、自動車、生産管理機器）の財貨及び用役の合計をいう。

各費目の具体的事例は、別表1を参照されたい。

(2) 主な約束事項

ア 生産費の種別（生産費統計においては、“生産費”を次の3種類に区分する。）

(ア) 「生産費（副産物価額差引）」

米又は小麦の生産に要した費用合計から副産物価額を控除したもの。

(イ) 「支払利子・地代算入生産費」

「生産費（副産物価額差引）」に支払利子及び支払地代を加えたもの。

(ウ) 「資本利子・地代全額算入生産費」

「支払利子・地代算入生産費」に自己資本利子及び自作地地代を擬制的に計算して算入したもの。

イ 物財費

調査作物を生産するために消費した流動財費（種苗費、肥料費、農業薬剤費、光熱動力費、その他の諸材料費等）と固定財（建物、自動車、農機具、生産管理機器の償却資産）の減価償却費の合計である。

なお、流動財費は、購入したものについてはその支払い額、自給したものについてはその評価額により算出した。

(ア) 自給物の評価

自給物の評価には、市価主義と費用価主義（費用価計算）の2つの評価方法があるが、自給肥料のうちたい肥、きゅう肥、緑肥については材料費のみ費用価計算を行い、労働時間は間接労働時間とし、間接労働費に評価計上した。

自給肥料の費用価は、自給肥料の生産に要する費用を材料（農機具の燃料を含む。）の使用数量と単価によって計算したものである。

たい肥、きゅう肥、緑肥以外の自給肥料、自給畜力（その他の諸材料に分類する。）、自給諸材料については、市価評価を行い計上した。

建物修繕、自動車修繕、農機具修繕、自動車補充及び農機具補充の自給については、その生産・修繕に用いた自給材料を生産費の該当費目に計上し、それに関わる労働時間は間接労働時間として労働費に評価計上した。

(イ) 償却資産の評価

建物、自動車、農機具及び生産管理機器のうち取得価額が10万円以上のものを償却資産として取扱い、減価償却計算を行った。

償却計算の方法は「定額法」とするが、10万円以上20万円未満の資産については3年間で均一に償却することとした。なお、作目間の費用の配分（負担分）については、建物は使用延べ面積の割合、自動車、農機具及び生産管理機器は使用時間の割合によった。

また、償却資産の更新、廃棄等に伴う処分差損益は、調査作物の負担分を減価償却費に計上した。

ウ 労働費

調査作物の生産のために投下された家族労働の評価額と雇用労働に対する支払額の合計である。

(ア) 家族労働評価

調査作物の生産のために投下された家族労働については、「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の建設業、製造業、運輸業に属する5～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した単価を乗じて計算したものである。

なお、平成10年産の生産費統計から、それまでの男女別評価から男女同一評価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金による評価）に改正した。

(イ) 労働時間

労働時間は、直接労働時間と間接労働時間に区分した。

直接労働時間とは、食事・休憩などの時間を除いた調査作物の生産に直接投下された労働時間（生産管理労働時間を含む。）であり、間接労働時間とは、自給肥料の生産、建物や農機具の自己修繕等に要した労働時間の調査作物の負担部分である。

なお、次に示すようなものは直接労働時間に含めた。

- a 庭先における農機具の調整及び取付け時間、宅地からほ場までの往復時間。
- b 共同作業受け労働や「ゆい」、「手間替え受け」のような労働交換。
- c 調査期間外の労働（例えば秋の田起こしなど）で、当該作物の作付けを目的とする投下労働時間。
- d ごく小規模な災害復旧作業時間。
- e 簡易な農道の改修作業時間。

また、作業分類の具体的事例は、別表2を参照されたい。

エ 費用合計

調査作物を生産するために消費した物財費と労働費の合計である。

オ 副産物価額

副産物とは、主産物（生産費集計対象）の生産過程で主産物と必然的に結合して生産される生産物である。生産費においては、主産物生産に要した費用のみとするため、副産物を市価で評価（費用に相当すると考える。）し費用合計から差し引くこととしている。

カ 資本額と資本利子

(ア) 資本額

a 流動資本

「種苗費、肥料費、農業薬剤費、光熱動力費、その他の諸材料費、土地改良及び水利費、賃借料及び料金、物件税及び公課諸負担、建物修繕費及び購入補充費、自動車修繕費及び購入補充費、農機具修繕費及び購入補充費、生産管理費」の合計に1/2（平均資本凍結期間6か月）を乗じたものを流動資本としている。

平均資本凍結期間を6か月としているのは、農作物の生産に当たって投下される個々の資

産はすべて生産開始時点に投下されるものでなく、生産過程の中で必要に応じて投下されるものであり、流動資本については生産過程における資本投下がほぼ平均的であることから、資本投下から生産完了までの平均期間が全体では1/2年間であるとみなしていることによる。

b 労賃資本

「家族労働費」と「雇用労働費」の合計に1/2（流動資本と同様の考えにより平均資本凍結期間を6か月とした。）を乗じたものを労賃資本としている。

c 固定資本

「建物及び構築物、自動車、農機具、生産管理機器」の調査作物の負担部分現在価を固定資本としている。

負担部分現在価は、調査開始時現在価に調査作物の負担割合を乗じて算出した。

負担割合は、建物では調査期間中の総使用量（総使用面積×使用日数）から調査農産物の使用量（使用面積×使用日数）割合により、自動車及び農機具では調査期間中の総使用時間から調査農産物の使用時間割合により算出した。

(i) 資本利子

a 自己資本利子

総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利率4%を乗じて計算した。

b 支払利子

調査期間内に支払った調査作物の負担部分の支払利子額を計上した。

キ 地代

(ア) 自作地地代

自作地地代については近傍類地（調査対象作物の作付地と地力等が類似している作付地）の小作料による。また、調査作物の作付地以外の土地で調査作物に利用される所有地（例えば、建物敷地など）については、同様に類地賃借料によって計上した。

なお、転作田（小麦生産費統計）については、転作田の類地小作料により評価した。

(イ) 支払地代

支払地代は、実際の支払額による。調査作物の負担地代は、一筆ごとに調査期間中における作物別の粗収益又は調査作物の占有面積割合により負担率を算出し、これを支払地代総額に乗じて求めた。

3 調査結果の取りまとめと統計表の編成

(1) 調査結果の取りまとめ方法

ア 生産費の計算期間と計算範囲

計算期間は、当該作物の生産を始めてから収穫、調製が終了するまでの期間とし、計算範囲はその間の総費用とした。

なお、流通段階の諸経費（販売費、包装費、搬出費等）は、生産費計算の対象としない。

イ 生産費計算の対象農家の範囲

(ア) 米生産費統計

調査結果の集計は、調査農家のうち、脱落農家（調査の途中で何らかの事由によって調査を中止した農家）、収穫皆無農家、玄米販売量が600kg未満の農家及び過去5か年の10a当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた3年間の10a当たり平均収量（平年作）に対する調査年の収量の増減が20%以上であった農家を除く農家とした。

なお、平成18年産米生産費では調査農家907戸のうち835戸が該当した。

(イ) 小麦生産費統計

調査結果の集計は、調査農家のうち、脱落農家、小麦を60kg以上販売しなかった農家、混在作農家（小麦の作付面積のうち、田作、畑作のいずれも80%に満たない農家）及び過去5か年の10a当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた3年間の10a当たり平均収量（平年作）に対する調査年の収量の増減が70%以上であった農家を除く農家とした。

なお、平成18年産小麦生産費では調査農家501戸のうち485戸が該当した。

ウ 平均値の算出方法

平均値は、各調査農家について取りまとめた個別の結果（様式は巻末の「個別結果表」に示すとおり）を用いて、全国又は規模階層別等の集計対象とする区分別に次のように算出した。

(ア) 農家1戸当たり平均値の算出

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^n w_i x_i}{\sum_{i=1}^n w_i}$$

\bar{x} : 当該集計対象区分の x の平均値の推定値

x_i : 調査結果において当該集計対象区分に属する i 番目の集計対象農家の x についての調査結果

w_i : 調査結果において当該集計対象区分に属する i 番目の集計対象農家のウエイト

n : 調査結果において当該集計対象区分に属する集計対象農家数

ウエイトは、米生産費については都道府県別作付面積規模別に抽出時における調査農家数を、2000年センサス結果による米販売農家数（調査農家の抽出がない都道府県・階層分は、当該都道府県が属する全国農業地域内の標本抽出のある同階層に加算）で除した値（標本抽出率）の逆数とし、調査農家別に定めた。

小麦生産費については、都道府県別作付面積規模別田畑別に抽出時における調査農家数を、

米麦の出荷等に関する基本調査結果による小麦作付生産者数（調査農家の抽出がない場合は米生産費に準ずる）で除した値（標本抽出率）の逆数とし、調査農家別に定めた。

したがって、米及び小麦の生産費は加重平均値である。

(イ) 計算単位当たり生産費の算出

$$\frac{\text{当該区分の農家 1 戸当たり平均の生産費}}{\text{当該区分の農家 1 戸当たり平均の主産物生産量又は作付面積}} \times \text{計算単位}$$

計算単位当たり生産費は、主産物計算単位当たり及び作付面積10 a 当たりの2とおりについて算出した。

(ウ) 計算単位

米及び小麦の主産物単位当たり生産費における計算単位は、60kg（米は玄米、小麦は玄麦）である。

エ 収益性指標（所得及び家族労働報酬）の計算

収益性指標は本来、農業経営全体の経営計算から求めるべき性格のものであるが、ここでは調査作物と他作物との収益性を比較する指標として該当作物部門についてのみ取りまとめているので、利用に当たっては十分留意されたい。

(ア) 所得

生産費総額から家族労働費、自己資本利子及び自作地地代を控除した額を粗収益から差し引いたものである。

$$\text{所得} = \text{粗収益} - [\text{生産費総額} - (\text{家族労働費} + \text{自己資本利子} + \text{自作地地代})]$$

ただし、生産費総額 = 費用合計 + 支払利子 + 支払地代 + 自己資本利子 + 自作地地代

(イ) 1日当たり所得

所得を家族労働時間で除し、これに8（1日を8時間とみなす。）を乗じて算出したものである。

$$1 \text{ 日当たり所得} = \text{所得} \div \text{家族労働時間} \times 8 \text{（1日換算）}$$

(ウ) 家族労働報酬

生産費総額から家族労働費を控除した額を粗収益から差し引いたものである。

$$\text{家族労働報酬} = \text{粗収益} - (\text{生産費総額} - \text{家族労働費})$$

(エ) 1日当たり家族労働報酬

家族労働報酬を家族労働時間で除し、これに8（1日を8時間とみなす。）を乗じて算出したものである。

$$1 \text{ 日当たり家族労働報酬} = \text{家族労働報酬} \div \text{家族労働時間} \times 8 \text{（1日換算）}$$

(オ)（参考）奨励金を加えた場合

米生産費統計においては、米の生産・販売に係わる奨励金を次のとおり取り扱っている。

奨励金のうち流通促進奨励金（昭和47～57年）及び特別自主流通奨励金（昭和55年～平成元年）は主産物価額に含める。

銘柄米奨励金（昭和47～53年、把握は50年から）、もち米安定供給奨励金（昭和52～56年）、自主流通円滑奨励金（昭和54年）、良質米奨励金（昭和55年～平成元年）、自主流通対策費（平成2～7年）、他用途利用米安定供給対策費（平成5～7年）、制度別用途別需給均衡化

特別対策事業のうち、生産者に対して支払われるもの（平成5～6年）及び自主流通米計画流通対策費（平成8～9年）については、主産物価額には含めず参考として奨励金を加えた場合の収益性に含めている。

小麦生産費統計においても同様に、品質向上支援対策、契約生産奨励金及び産地づくり対策のうち麦・大豆品質向上支援対策による助成額は主産物価額に含めず参考として奨励金を加えた場合の収益性に含めている。

(カ) (参考1) 稲作所得基盤確保対策等

平成16年産より行われている稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策、集荷円滑化対策について、拠出金及び受取金の合計額を参考として表章した。

なお、平成10～15年は、稲作経営安定対策である。

(キ) (参考2) 稲作所得基盤確保対策等を加えた場合

販売農家の収益性に上記(参考1)の稲作所得基盤確保対策等における当該年産の補てん金として交付された額から当該年産に支払った拠出金を控除した額を加えて算出した場合の収益性である。

オ 度数分布

階層別の各項目の推定値の度数分布を作成した。

推定値は階層別に集計対象となった調査農家のウエイトに調査農家の各項目の値（戸数分布においては各調査農家とも1とする。）を乗じた値を合計して算出した。

カ 推定戸数

推定戸数とは、平均値を算出する際に集計対象となった調査農家の値（調査値）に乗じたウエイトを用いて推定したものであり、全国の調査農家のウエイトの合計に占める全国農業地域又は作付規模により区分した階層別の調査農家のウエイトの合計を万分比で示したものである。

全国農業地域別及び作付規模別の推定戸数（万分比）は、次表のとおりである。

a 米生産費統計の推定戸数

① 全国農業地域別

区 分	推定戸数 (万分比)
全 国	10 000
北 海 道	142
都 府 県	9 858
東 北	2 543
北 陸	1 409
関東・東山	1 718
東 海	669
近 畿	948
中 国	1 176
四 国	500
九 州	894

② 作付規模別（全国）

区 分	推定戸数 (万分比)
計	10 000
0.5 ha 未満	3 386
0.5 ～ 1.0	3 124
1.0 ～ 2.0	2 182
2.0 ～ 3.0	664
3.0 ～ 5.0	362
5.0 ～ 10.0	218
10.0 ～15.0	48
15.0 ha 以上	15

b 小麦生産費統計の推定戸数

① 全国農業地域別

区 分	推定戸数 (万分比)
全 国	10 000
北 海 道	2 400
都 府 県	7 600
東 北	294
関東・東山	2 381
東 海	577
近 畿	630
中 国	115
四 国	224
九 州	3 379

② 作付規模別（全国）

区 分	推定戸数 (万分比)
計	10 000
0.5 ha 未満	1 831
0.5 ～ 1.0	2 281
1.0 ～ 2.0	2 609
2.0 ～ 3.0	761
3.0 ～ 5.0	911
5.0 ～ 7.0	469
7.0 ～ 10.0	507
10.0 ha 以上	631

(2) 統計の表章

ア 統計表の表章区分と表章内容

(ア) 米

表章区分 地域別・作付規模別	表章内容
1 全国・全国農業地域別 2 作付規模別(全国のみ)	1 調査農家の生産概要・経営概況 2 生産費 3 作業別労働時間 4 費目別・品目別原単位量と評価額
3 作付規模別(全国以外) 4 道府県別	1 調査農家の生産概要・経営概況 2 生産費 3 作業別労働時間

(イ) 小麦

表章区分 地域別・作付規模別	表章内容
1 全国・全国農業地域別(田畑計・別) 2 作付規模別(全国(田畑計・別)のみ)	1 調査農家の生産概要・経営概況 2 生産費 3 作業別労働時間 4 費目別・品目別原単位量と評価額
3 作付規模別(全国以外) 4 道府県別	1 調査農家の生産概要・経営概況 2 生産費 3 作業別労働時間

注：表示単位は、作付面積10a当たり及び主産物単位当たり（60kg）を基本とし、経営概況の一部項目については1戸（又は10戸）当たりである。

イ 統計表章で用いた区分は、次のとおりである。

(ア) 全国農業地域別区分

全国を次の9地域に区分した。

全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東海	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
近畿	岐阜、静岡、愛知、三重
中国	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
九州	徳島、香川、愛媛、高知
	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

(イ) 道府県による区別

道府県別に表示するほか、北海道については地域別に区別した。なお、北海道の各地域の管轄区域は次のとおりである。

	区	域
札幌	札幌市、旭川市、夕張市、岩見沢市、留萌市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、士別市、名寄市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩支庁管内、空知支庁管内、上川支庁管内、留萌支庁管内	
函館	函館市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、渡島支庁管内、檜山支庁管内、後志支庁管内、胆振支庁管内	
帯広	帯広市、釧路市、日高支庁管内、十勝支庁管内、釧路支庁管内	
北見	北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、宗谷支庁管内、網走支庁管内、根室支庁管内	

(ウ) 作付規模別による区分

a 米生産費統計

①0.5ha未満 ②0.5～1.0 ③1.0～2.0 ④2.0～3.0 ⑤3.0ha以上（3.0～5.0、5.0ha以上）

ただし、全国、北海道、都府県については、上記区分のほか以下の区分を行う。

⑥5.0～10.0（5.0～7.0、7.0～10.0） ⑦10.0ha以上（10.0～15.0、15.0ha以上）

b 小麦生産費統計

①0.5ha未満 ②0.5～1.0 ③1.0～2.0 ④2.0～3.0 ⑤3.0～5.0 ⑥5.0ha以上（5.0～7.0） ⑦7.0ha以上（7.0～10.0、10.0ha以上）

(エ) 田作、畑作の区分（小麦生産費統計）

小麦については田畑別に区分して表章した。

a 田作

生産費調査農家の小麦の作付面積のうち、田の作付面積割合が80%以上のもの。

b 畑作

生産費調査農家の小麦の作付面積のうち、畑の作付面積割合が80%以上のもの。

c 田畑計

田畑計は、田作及び畑作の合計（平均）である。

4 利用上の注意

(1) 米生産費における調査対象農家の下限基準の改定

米生産費統計における調査対象農家については、稲作をめぐる諸事情の変化に対応するため、昭和61年産において、従来の「玄米を1俵（60kg）以上販売した農家」という基準を「玄米を10俵（600kg）以上販売した農家」に改定した。

したがって、昭和61年産以降の生産費及び収益性等に関する数値は、厳密な意味で昭和60年産以前のそれとは接続しないので利用に当たっては十分留意されたい。

(2) 農産物生産費調査の見直しに基づく調査項目の一部改正

農産物生産費調査は、農業・農山村・農業経営の著しい実態変化を的確にとらえたものとするため、平成2～3年にかけて見直し検討を行い、その検討結果を踏まえ調査項目の一部改正を行った。（米生産費統計調査及び小麦生産費調査については平成3年産から適用）

したがって、平成3年産以降の生産費及び収益性等に関する数値は、厳密な意味で平成2年産以前のそれとは接続しないので利用に当たっては十分留意されたい。

なお、改正の内容は次のとおりである。

ア 家族労働の評価方法を、「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）により算出した単価によって評価する方法に変更した。

イ 「生産管理労働時間」を家族労働時間に、「生産管理費」を物財費に新たに計上した。

ウ 土地改良に係る負担金の取扱いを変更（米については、償還金のすべてを計上（整地、表土扱いに係るものを除く。）することとし、小麦については、維持費、償還金（整地、表土扱いに係るものを除く。）のうち生産に必要な負担分を新たに計上）した。

エ 減価償却費の計上方法を変更し、更新・廃棄等に伴う処分差損益（調査作物負担分）を新たに計上した。

オ 物件税及び公課諸負担のうち、調査作物の生産を維持・継続していく上で必要なものを新たに計上した。

カ 資本利子を支払利子と自己資本利子に、地代を支払地代と自作地地代に区分した。

キ 統計表章において、「第1次生産費」を「生産費（副産物価額差引）」に、「第2次生産費」を「資本利子・地代全額算入生産費」にそれぞれ置き換え、「生産費（副産物価額差引）」と「資本利子・地代全額算入生産費」の間に新たに、実際に支払った利子・地代を加えた「支払利子・地代算入生産費」を新設した。

(3) 農業経営統計調査への移行に伴う調査項目の一部変更

平成6年7月、農業経営の実態把握に重点を置き農業経営収支と生産費の相互関係を明らかにするなど多面的な統計作成が可能な調査体系とすることを目的に、従来、別体系で実施していた農家経済調査と農畜産物生産費調査を統合し、農業経営統計調査へと移行した。

このため、生産費においては農産物の生産に係る直接的な労働以外の労働（購入付帯労働及び建物・農機具等の修繕労働等）を間接労働として関係費目から分離し、「労働費」及び「労働時間」に含め計上することとした。

(4) 米生産費の調査対象農家の改定

米生産費統計における調査対象農家については、平成5年産までは、「脱落農家」、「収穫皆無農家」、「非販売農家」を除き、さらに「災害農家」（平年作に対する調査年の収量の減収が20%以上であった農家）を除いた農家としていたが、平成6年産より、平年作に対して20%以上増収した農家についても異常な生産状況とみなし、「災害農家」と併せて対象から除外するよう改定した。

(5) 家族労働評価方法の一部改正

家族労働の評価については、平成10年産から従来の男女別評価から男女同一評価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金による評価）に改正した。

(6) 平成15年産より、これまで小数点1位まで表示していた「土地（1戸当たり）」（単位：a）について整数表示とした。

(7) 農機具所有台数の表示単位

経営概況のうち、自動車所有台数及び農機具所有台数については、昭和39年産より10戸当たりを単位として表示した。

(8) 農業経営統計調査の体系整備（平成16年）に伴う調査項目の一部変更等

平成16年には、食料・農業・農村基本計画等の新たな施策の展開に因るため農業経営統計調査を、営農類型別・地域別に経営実態を把握する営農類型別経営統計に編成する調査体系の再編・整備等の所要の見直しを行った。

これに伴って、平成7年産より把握していた当該農家の農業経営全体の農業収支、自家農業投下労働時間等の把握を取りやめ、さらに自動車費を農機具費から分離・表章する等の一部改正を行った。

また、平成17年産より六条大麦、裸麦、ビール大麦の生産費調査を取りやめた。

(9) 「毎月勤労統計」の産業分類改訂に伴う家族労働評価方法の一部変更

平成17年1月から「毎月勤労統計」の産業分類が改訂されたことに伴い、家族労働評価に使用する賃金データを建設業、製造業、運輸・通信業から、建設業、製造業、運輸業に改めた。

(10) 米及び小麦に係る道府県別の調査結果においては、調査農家数が少ない階層等もあるので利用に当たっては十分留意されたい。

(11) 実績精度

主要項目の実績精度を標準誤差率（＝標準誤差÷推定値）により示すと、下表のとおりである。

ア 米生産費（60kg当たり）

			単位：％
区 分			標準誤差率
物	財	費	1.3
労	働	費	1.6
費	用	合 計	1.1
生産費（副産物価額差引）			1.1
支払利子・地代算入生産費			1.1
資本利子・地代全額算入生産費			1.0
粗 収 益（10 a 当たり）			0.6
所 得（10 a 当たり）			4.8

イ 小麦生産費（60kg当たり）

			単位：％
区 分			標準誤差率
物	財	費	3.0
労	働	費	4.0
費	用	合 計	2.9
生産費（副産物価額差引）			2.9
支払利子・地代算入生産費			2.5
資本利子・地代全額算入生産費			2.7
粗 収 益（10 a 当たり）			2.8
所 得（10 a 当たり）			12.0

(12) 統計表中に用いた記号の用法は次のとおりである。

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「X」：個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため統計数値を公表しないもの

「0」、「0.0」：単位に満たないもの（例：0.4円 → 0円）

「△」：負数のもの

本統計の累年データは、農林水産省ホームページ中の農林水産統計情報総合データベースに掲載しています。【<http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/toukei>】

問い合わせ先：農林水産省 大臣官房 統計部 経営・構造統計課 農業経営統計班
 代表：(03) 3502-8111 内線3631
 直通：(03) 6744-2040

別表1 費目分類一覧表

費目		費目の内容例示
種	苗費	購入の種子、苗（運賃、手数料、手間賃など購入附帯費を含む。以下、各資材についても同じ。）及び自給の種子、苗の消費額
肥	料費	化学肥料（硫安、尿素、過りん酸石灰、化成肥料等） 有機質肥料（たい肥、きゅう肥、緑肥、くん炭等肥料を目的とする稲わら等を含む。）
農	業薬剤費	次のような農業薬剤の消費額 殺菌剤（硫酸銅、石灰硫黄合剤等） 殺虫剤（E P N粉剤、マラソン乳剤等） 殺虫殺菌剤（カルタップ・I B S P、N A C・I B P粉剤等） 除草剤（M C P等） 植物生育調整剤（イソプロチオラン、過酸化カルシウム、イナベンフィド等）
光	熱動力費	次の光熱動力関係の消費額 重油、軽油、灯油、ガソリン、混合油、モーター油、マシン油、グリス、電気料金、水道料金、ガス料金等
その	他の諸材料費	次の諸材料の消費額 苗床材料（稲わら、麦わら、竹くい、落葉、ポリエチレン、ビニール、育苗用土）、縄、バインダー用結束ひも、結束わら、選種用塩、くん炭（苗代に水を温めるため散布するもの）等
土	地改良及び水利費	土地改良区費、水利組合費、貯水溜の改修費及び共同負担費、用水路及び排水路等の整備改修割、水害予防対策費等の負担額（土地造成分を除く。）
賃	借料及び料金	〔共同負担金〕 薬剤共同散布割、共同施設の負担金、共同苗代の負担金等 〔賃借料〕 農機具借料、建物借料 〔料金〕 航空防除賃、賃耕料、機械田植賃、コンバイン刈請負わせ賃、脱穀賃、ライスセンター費、カントリーエレベーター費等
物	公	物件税 固定資産税（土地を除く。）、自動車税、軽自動車税、水利地益税、自動車重量税、自動車取得税、都市計画税
	課	
建	建	建物 住家、納屋、倉庫、作業場、農機具置場等の償却費及び修繕費、大工賃、左官賃、材料費等の修繕費
	物	
自	動	自動車費 自動車類の償却費及び修繕費 農用自動車、自動二輪車、貨物自動車等 なお、車検料、任意車両保険費用も含む。
農	機	大農具 大農具の償却費及び修繕費 原動機（モーター、ディーゼルエンジン等） 揚排水機具（ポンプ類等） 耕うん整地用機具〔トラクター（乗用型、歩行型）、ハロー類、プラウ類等〕 施肥用機具（肥料散布機、肥料粉碎機、肥料粉末機、肥料配合機等） 防除用機具（噴霧機、ミスト機、スピードスプレーヤー、自動爆音機等） 収穫調製用機具（刈取機類、コンバイン、脱穀機、もみすり機、乾燥機類等） 運搬用機具〔農用自動車（自動車の車検に係る費用は修繕費）、オートバイ等〕 その他農具（台はかり、伝導装置等）
		小農具 大農具以外の農具類の購入費及び修繕費

費 目	費 目 の 内 容 例 示	
生産管理費	集会出席に要する交通費、技術習得に要する受講料及び参加料、免許更新料、免許取得料、事務用机、消耗品、パソコン、複写機、ファクシミリ、電話代などの生産管理労働に伴う諸材料費、償却費	
労働費	家族	「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）により算出した賃金単価により評価した家族労働費（ゆい、手間替え受けを含む。）
	雇用	年雇、季節雇、臨時雇、手伝人、共同作業受けの賃金（現物支給を含む。） なお、住込みの年雇、共同作業受けの評価は家族労働費に準ずる。
資利	支払利子	支払利子額
本子	自己資本利子	自己資本額に年利率4%を乗じた計算利子額
地代	支払地代	実際に支払った調査作物作付地の小作料（物納の場合は時価評価額）、調査作物に使用された作付地以外の土地（建物敷地、作業場、乾燥場など）の賃借料及び小作料
	自作地地代	自作地見積地代（類地小作料、類地賃借料）

別表2 作業分類一覧表

(1) 米

作 業 分 類		作 業 の 内 容
直	種子予措	種もみの選種、浸種、消毒、催芽
	育苗	苗代の耕うん、砕土、かん排水、整地、あぜ塗り、施肥（基肥、追肥）、種まき、被覆、苗代の防除、除草、育苗機による育苗作業、苗代管理一切と前年の通し苗代の先入労働
	耕起整地	荒起し、秋田起しの労働、本田の砕土、しろかき（荒しろを含む。）、整地の労働（先にかん水をして行う耕うんから代かきまでの一貫作業を含む。）、あぜ塗り労働
接	基肥	肥料の運搬、施肥、秋落ちを防ぐための客土の搬入労働、水田裏作物の畝間に次期の稲作のためのたいきゅう肥の施肥労働
	直まき	直まき（乾田、湛水田の両方を含む。）のための耕うんからは種までの労働
	田植	苗とり、苗運搬、田植、浮苗なおしの労働、補植
労働	追肥	肥料の運搬、施肥、除草剤混入肥料の散布労働
	除草	人力又は動力による中耕除草、除草剤の散布、ひえぬき、ひえ切り労働
	管理	けい畔の草刈り、かん水、落水、落水溝堀り、水温上昇剤散布、けい畔の小修繕、災害による小規模の水田の復旧作業、構築物に含まれない農道の改修、作柄見回り ※集落共同によるかん排水作業のような水利賦役に含まれるものは除く。
	防除	農薬散布による防除作業（除草剤の散布は含めない。）、かかし作り作業、すずめ追い、被害茎の抜き取り、塩抜き労働 ※共同防除のための打合せ会議の時間は含めない。
	刈取・脱穀	稲刈り（コンバインによる稲刈りから脱穀までの一貫作業及び刈取り後の稲わら処理労働を含む。）、稲の結束、運搬、稲架の組立て、稲掛け、稲架の取壊し、後片付け、稲の収納、脱穀、調製、もみ運搬、脱穀調製後いったん他の場所に収納する場合の収納、稲わらの処理労働

作業分類		作業の内容
直 接 働	乾 燥	乾燥作業、もみすり、もみ及び玄米の運搬、もみ殻の処理労働 ※調製と包装荷造りが同時に行われる場合には選別に要する労働を含め、包装荷造りの労働は除外する。
	生産管理労働	企画管理労働のうち、米の生産を維持・継続する上で必要不可欠とみられる集会出席（打合せ等）、技術習得、簿記記帳
間 接 労 働		自給肥料の生産に要した労働、建物、自動車及び農機具の修繕に要した労働、購入資材等の調達のための労働、水利賦役
(参考) 経営管理労働		企画管理労働のうち、生産管理労働に分類されない集会出席（打合せ等）、技術習得、資金調達

(2) 小 麦

作業分類		作業の内容
直 接 働	種 子 予 措	種子予措（選種、浸種、催芽、種子消毒）
	耕 起 整 地	耕起、整地、畝立て
	基 肥	基肥の配合、運搬、施肥
	は 種	種まき、覆土
	追 肥	追肥の配合、運搬、施肥
	中 耕 除 草	土入れ、土寄せ、除草
	麦 踏 み	麦踏み
	管 理	かん排水、けい畔の草刈り、その他管理作業一切
	防 除	防除
	刈 取 ・ 脱 穀	麦刈り、運搬、稲架作り（取壊しなどを含む。）、脱穀
	乾 燥	乾燥、調製
	生産管理労働	企画管理労働のうち、小麦の生産を維持・継続する上で必要不可欠とみられる集会出席（打合せ等）技術習得、簿記記帳
間 接 労 働		自給肥料の生産に要した労働、購入資材等の調達のための労働
(参考) 経営管理労働		企画管理労働のうち、生産管理労働に分類されない集会出席（打合せ等）、技術習得、資金調達